

医福審一老・介合同
11.12.6 074

平成11年3月

介護報酬に関する実態調査結果の概況（速報）

本速報は、介護報酬に関する実態調査結果について、暫定的にとりまとめたものであり、今後のデータの精査等によって変動があり得るものである。

介護報酬に関する実態調査の概要

【調査の目的】

介護保険法では、介護報酬は各々のサービスの平均的費用の額を勘案して設定することとしていることから、この調査では、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的としている。

【調査の内容】

○介護保険の対象となるサービスについての費用及び費用の積算に必要なサービスの実施状況の調査を行う。

○具体的には、施設サービスについては、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、サービス利用者の状況等の調査を行い、在宅サービスについては事業の概要、事業における収支の状況、従事者の人員及び給与、サービス利用者の状況等の調査を行う。

【調査の対象】

○介護保険サービスの対象となる下記の施設・事業者のうち、抽出により施設・事業者等を対象とする。

(1) 医療系サービス

- ①老人保健施設
- ②療養型病床群等を持つ医療機関（病院）
- ③療養型病床群を持つ医療機関（診療所）
- ④老人性痴呆疾患療養棟を持つ病院
- ⑤通所リハビリテーション（老人デイ・ケア等）を行っている医療機関

(2) 福祉系サービス

- ①特別養護老人ホーム等を行っている社会福祉法人等
- ②在宅サービス（短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人グループホーム））を行っている社会福祉協議会等
- ③在宅サービス（訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護）を行っている民間企業
- ④特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）を行っている民間事業者

【調査の客体及び抽出方法】

- 上記で示した医療系サービス及び福祉系サービスについて次の方法により、抽出した施設・事業者を調査客体とする。
- ア 層化無作為抽出法による
- イ 層化は、全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類し、この区分によって行う。
- ウ 医療系サービスについては、老人保健施設、療養型病床群を持つ病院及び診療所、老人性痴呆疾患療養病棟を持つ病院、通所リハビリテーション（老人デイ・ケア等）を行っている医療機関について原則1／3の抽出とする。
調査対象が少数の老人性痴呆疾患療養病棟を持つ病院は全数調査で行う。
- エ 福祉系サービスについては次の方法で抽出を行う。
- ①特別養護老人ホーム等を有する社会福祉法人・地方公共団体・一部事務組合・社会福祉事業団等を、開設主体ごとに層化無作為抽出し、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人グループホーム）、特定施設入所者生活介護（ケアハウス）、本部会計の調査票を送付する。
抽出率は1／3とする。
- ②全国の市町村（3,255）における社会福祉協議会を層化無作為抽出し、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人グループホーム）の調査票を送付する。
抽出率は1／3とする。
- ③特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）については（社）全国有料老人ホーム協会作成の名簿より1／3抽出で行う。
- ④民間サービスの行う訪問介護（ホームヘルプサービス）及び訪問入浴介護については、日本在宅サービス事業者協会会員の名簿より全数調査で行う。

【調査の時期】

- 平成11年3月の1月間又は平成10年度の1年間について行う。

【調査の方法】

- 調査は郵送にて行い、調査票の記入は、施設の管理者等の自計申告の方式による。

【結果の公表】

- 調査の結果については、医療保険福祉審議会介護給付費部会の議を経て公表する。

調査結果の概要 (速報) ~施設編~

I 調査施設数、回収数及び有効回答数答の状況

調査票送付・回収・集計状況

	調査施設数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1 特別養護老人ホーム調査票	1,358	1,140	83.9%	811	59.7%
2 老人保健施設調査票	1,043	945	90.6%	732	70.2%
3 療養型病床群等・病院調査票	1,083	731	67.5%	629	58.1%
4 療養型病床群等・診療所調査票	634	278	43.8%	135	21.3%

II 各施設の状況

1 特別養護老人ホーム

(1) 入所定員

1 施設当たりの入所定員は、68.6人である。

併設のショートステイの利用定員は、5.5人である。

(2) 定員に対する利用率

1 施設当たりの年間の利用率を見ると、98.6%である。

(入所中に医療機関に入院する者を勘案すると実際の利用率は94.0%となる。)

(3) 従業者数

入所定員100人当たりの総従事者数は、常勤と非常勤(常勤換算)を合わせて46.9人である。そのうち、介護職員数は27.7人、看護職員数は4.2人である。

(4) 収支状況(1施設当たり)

①収支差は、現行の会計処理上0となるが、翌年度等へ繰り越される当期繰越金や引当金の総収入に対する割合を見ると次のようになる。

・当期繰越金： 1.3%

・当期繰越金+引当金戻入・繰入： 3.2%

②現行の会計処理上、減価償却にあたる費用は明確にされていないが、建物等の償還費用の一部に充当している繰入金支出を見ると総収入に対し、1.4%となっている。

③総支出に対する人件費割合は、62.7%となっている。

④地方公共団体の単独加算については、平均1,064千円(月額)であり、総収入の4.7%となっている。

2 老人保健施設

(1) 入所定員

1 施設当たりの入所定員は 89.6 床である。

(2) 定員に対する利用率

1 施設当たりの平成 11 年 3 月中の定員に対する利用率は 93.6 % である。

(3) 従事者数

定員 100 人当たり総従事者数は、常勤と非常勤（常勤換算）を合わせて 58.8 人である。そのうち、看護職員数は 11.1 人、介護職員数は 33.2 人である。

(4) 収支状況（1 施設当たり）

調査時点平成 11 年 3 月における施設事業収支差額の施設事業収益合計に対する割合は 8.0 % であり、平成 9 年医療経済実態調査では 6.7 % であることから、1.3 ポイント増加している。

経常利益の施設事業収益合計に対する割合は 2.8 % であり、平成 9 年医療経済実態調査では 1.3 % であることから、1.5 ポイント増加している。

総収支差額の施設事業収益合計に対する割合は 3.5 % であり、平成 9 年医療経済実態調査では 2.4 % であることから、1.1 ポイント増加している。

減価償却費の施設事業収益合計に対する割合は 10.5 % で、平成 9 年医療経済実態調査では 11.4 % あり、0.9 ポイント減少している。

給与費の施設事業収益合計に対する割合は、49.3 % であり、平成 9 年医療経済実態調査では 50.5 % あり、1.2 ポイント減少している。

3 療養型病床群等を有する病院

(1) 病床数

1 病院当たりの病床数は病院総数で見ると 167.8、療養型病床群 60 % 以上の病院で見ると 127.3 である。

(2) 病床稼働率

平成 11 年 3 月中の 1 病院当たりの病床稼働率は、病院総数で見ると 91.5 %、療養型病床群 60 % 以上の病院で見ると 93.3 % である。

(3) 従事者数

100床当たり総従事者数は、常勤と非常勤（常勤換算）を合わせて、病院総数で89.4人、療養型病床群60%以上の病院では87.4人である。そのうち、看護職員数は病院総数では32.8人、療養型病床群60%以上の病院では29.8人である。また、看護補助職員数は病院総数では22.8人、療養型病床群60%以上の病院では27.2人である。

(4) 収支状況（1病院当たり）

調査時点平成11年3月における医業収支差額の医業収入合計に対する割合を病院総数について見ると、7.4%である。

同様に療養型病床群60%以上の病院について見ると、医業収支差額の医業収入合計に対する割合は10.1%で、平成9年医療経済実態調査における療養型病床群60%以上の病院が5.1%であり、5.0ポイント増加している。

経常利益の医業収入合計に対する割合を病院総数について見ると、5.1%である。

同様に療養型病床群60%以上の病院について見ると、経常利益の医業収入合計に対する割合は7.4%で、平成9年医療経済実態調査における療養型病床群60%以上の病院が4.3%であり、3.1ポイント増加している。

総収支差額の医業収入合計に対する割合を病院総数について見ると、5.7%である。

同様に療養型病床群60%以上の病院について見ると、総収支差額の医業収入合計に対する割合は7.7%であり、平成9年医療経済実態調査における療養型病床群60%以上では5.2%であり、2.5ポイント増加している。

減価償却費の医業収入合計に対する割合を病院総数について見ると、4.0%である。

同様に療養型病床群60%以上の病院について見ると、減価償却費の医業収入合計に対する割合は4.6%で、平成9年医療経済実態調査における療養型病床群60%以上の病院では4.7%であり、0.1ポイント減少している。

給与費の医業収入合計に対する割合を病院総数について見ると、50.2%である。

同様に療養型病床群60%以上の病院について見ると、給与費の医業収入合計に対する割合は50.0%で、平成9年医療経済実態調査における療養型病床群60%以上の病院では53.9%であり、3.9ポイント減少している。

4 療養型病床群を有する診療所

(1) 病床数

1施設当たりの病床数は診療所総数で見ると17.8、療養型病床群60%以上の施設で見ると17.4である。

(2) 病床稼働率

平成11年3月中の1施設当たりの病床稼働率は、診療所総数で見ると82.0%、療養型病床群60%以上の施設で見ると83.4%である。

(3) 従事者数

10床当たり総従事者数は、常勤と非常勤（常勤換算）を合わせて、診療所総数、療養型病床群60%以上の施設とも11.3人である。そのうち、看護職員数は診療所総数では4.6人、療養型病床群60%以上の施設では4.9人である。また、看護補助職員数は診療所総数では1.6人、療養型病床群60%以上の施設では1.5人である。

(4) 収支状況（1施設当たり）

医療法人立診療所と個人立診療所とでは、診療所長の給料の取扱い等の会計の取扱いが異なるため、収支状況について単純に比較はできないが、調査結果を記述すると下記のようになる。

調査時点平成11年3月における施設事業収支差額の施設事業収益合計に対する割合について見ると、診療所総数のうち医療法人立診療所では9.0%、個人立診療所では17.1%である。また、療養型病床群60%以上の診療所のうち医療法人立診療所では6.2%、個人立診療所では12.1%である。

経常利益の施設事業収益合計に対する割合について見ると、診療所総数のうち医療法人立診療所では8.9%、個人立診療所では16.4%である。また、療養型病床群60%以上の診療所のうち医療法人立診療所では5.8%、個人立診療所では12.0%である。

総収支差額の施設事業収益合計に対する割合について見ると、診療所総数のうち医療法人立診療所では9.4%、個人立診療所では16.4%*である。また、療養型病床群60%以上のうち医療法人立診療所では6.0%、個人立診療所では12.0%**である。

（個人立診療所の診療所長の給料を医療法人立診療所の診療所長と同額として同様の集計を行うと、個人立診療所の総収支差額の施設事業収益合計に対する割合は診療所総数では7.0%*、療養型病床群60%以上の診療所では△0.8%**となる。）

減価償却費の施設事業収益合計に対する割合について見ると、診療所総数のうち医療法人立診療所では2.9%、個人立診療所では3.4%である。療養型病床群60%以上の診療所のうち医療法人立診療所では2.8%、個人立診療所では2.8%である。

給与費の施設事業収益合計に対する割合について見ると、診療所総数のうち医療法人立診療所では42.8%、個人立診療所では33.9%である。療養型病床群60%

以上の診療所のうち医療法人立診療所では46.5%、個人立診療所では33.3%である。

III 各施設の換算要介護度の分布等について

1 換算要介護度分布について

(換算要介護度は「障害老人の日常生活自立度」及び「痴呆性老人の日常生活自立度」から換算したものである)

特別養護老人ホームにおいては、入所者のうち自立・要支援の者を合計した割合は5.7%である。また、要介護4の者の割合が25.6%ともっとも高い。

老人保健施設においては、入所者のうち自立・要支援の者を合計した割合は5.6%である。また、要介護3の者の割合が25.2%ともっとも高い。

療養型病床群を有する病院においては、入院患者のうち自立・要支援の者を合計した割合は5.6%である。要介護4の者の割合が27.3%ともっとも高い。

2 おむつ利用者の割合及びおむつ代

特別養護老人ホームにおいておむつを利用している者の割合は61.5%である。老人保健施設においては53.7%、療養型病床群を有する病院においては66.1%、療養型病床群を有する診療所においては28.9%である。

また、おむつ代について老人保健施設における利用料を見ると、一人当たりおむつ代は8,609円となっている。

調査結果の概要（速報）～在宅等編～

I 調査事業所数、回収数及び有効回答数等の状況

	調査事業所数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
医療系調査票					
1 老人保健施設デイ・ケア調査票	1,043	945	90.6%	727	69.7%
2 医療機関デイ・ケア調査票	1,208	865	71.6%	399	33.0%
特別養護老人ホーム等を経営する社会福祉法人					
1 訪問介護調査票	1,290	812	62.9%	157	12.2%
2 訪問入浴介護調査票	1,290	684	53.0%	17	1.3%
3 通所介護調査票	1,036	916	88.4%	646	62.4%
4 痴呆対応型共同生活介護調査票	11	7	63.6%	7	63.6%
5 短期入所生活介護(ショートステイ)調査票	1,198	690	57.6%	74	6.2%
社会福祉法人・公立・事業団・公社(住民参加型含む)					
1 訪問介護調査票	1,893	977	51.6%	539	28.5%
2 訪問入浴介護調査票	587	281	47.9%	50	8.5%
3 通所介護調査票	1,366	990	72.5%	534	39.1%
4 痴呆対応型共同生活介護調査票	91	76	83.5%	52	57.1%
5 短期入所生活介護(ショートステイ)調査票	180	100	55.6%	36	20.0%
営利事業者					
1 訪問介護調査票	193	110	57.0%	30	15.5%
2 訪問入浴介護調査票	193	91	47.2%	37	19.2%
3 特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム)調査票	190	151	79.5%	86	45.3%

(訪問介護、訪問入浴介護、短期入所生活介護(ショートステイ)については、調査票を送付した事業所(社会福祉法人等)が当該サービス事業を実施していない場合が多いため、実際に解析に用いた回答数(有効回答数)が低くなっている。)

II 訪問系サービスの状況

1 訪問介護(ホームヘルプサービス)

(1) 事業所数

事業所数は総数で726カ所であり、運営主体別にみると、社会福祉協議会の運営する事業所が413カ所と最も多く、総数の56.9%を占めている。

(2) 事業規模

事業所数を1月当たりの延利用者数階級別にみると、利用者数が150人以上200人未満の事業所が147カ所と最も多く、次いで200人以上300人未満の事業所が138カ所となっている。

訪問介護事業所数を総訪問介護員数(常勤換算、以下同じ。)階級別にみると、総数

で訪問介護員数2人以上4人未満の事業所が199カ所と最も多い、次いで4人以上6人未満の事業所が177カ所となっている。また、事業所総数の総訪問介護員数の平均は、10.5人である。

訪問介護事業所数を1月当たりの収入合計額階級別にみると、収入合計額が100万円以上200万円未満の事業所が273カ所と最も多い、次いで100万円未満の事業所が166カ所となっている。

(3) 身体介護と家事援助の割合

1事業所当たりの延利用時間に占める身体介護、家事援助、巡回型の割合を事業所総数についてみると、身体介護43.7%、家事援助49.4%、巡回型6.9%となっており、身体介護（巡回型を含む）と家事援助の比は約1：1である。同様に営利法人の運営する事業所についてみると、身体介護54.9%、家事援助33.9%、巡回型11.3%となっており、身体介護（巡回型を含む）と家事援助の比は約2：1である。

(4) 収支状況

収支差を営利法人を除く運営主体による事業所についてみると、現行の会計処理上0となり、給与費の事業収入合計に対する割合は90.0%となっている。

同様に営利法人の運営する事業所についてみると、事業収支差の事業収入合計に対する割合は、-17.1%であり、給与費の事業収入合計に対する割合は74.6%、減価償却費の事業収入合計に対する割合は1.4%となっている。

(5) 常勤職員給料

常勤従事者1人当たりの平均給料を事業所総数についてみると、看護職員で282,608円、訪問介護員で204,317円となっている。

2 訪問入浴介護

(1) 事業所数

事業所数は総数で104カ所であり、運営主体別にみると、社会福祉協議会の運営する事業所が42カ所と最も多い、総数の40.4%を占めている。

(2) 事業規模

事業所数を1月当たりの延利用率数階級別にみると、利用率数が100人未満の事業所が48カ所と最も多い、次いで100人以上200人未満の事業所が19カ所となっている。また、営利法人の運営する事業所についてみると、総数37カ所のうち、延利用率数が1,000人以上の事業所が11カ所となっている。

訪問入浴介護事業所数を総従事者数（常勤換算、以下同じ。）階級別にみると、従事者数2人以上4人未満の事業所が33カ所と最も多い。また、営利法人でみると総従事者数20人以上が15カ所と最も多くなっている。

訪問入浴介護事業所数を1月当たりの収入合計額階級別にみると、収入合計額が100万円未満が最も多くなっているが、営利法人の運営する事業所についてみると、1,000万円以上が12カ所と最も多く、次いで700万円以上800万円未満が8カ所となっている。

(3) 収支状況

収支差を営利法人を除く運営主体による事業所についてみると、現行の会計処理上0となり、給与費の事業収入合計に対する割合は87.6%となっている。

同様に営利法人の運営する事業所についてみると、事業収支差の事業収入合計に対する割合は、3.7%である。給与費の事業収入合計に対する割合は63.2%、減価償却費の事業収入合計に対する割合は1.6%となっている。

(4) 常勤職員給料

常勤従事者1人当たりの平均給料を事業所総数についてみると、看護職員で221,532円、介護職員で213,104円となっている。

3 訪問看護

(平成9年、10年の訪問看護実態調査結果及び平成11年訪問看護報告（月報）に基づく推計による。)

(1) 事業所数

平成11年6月の事業所数は総数で3,577カ所である。事業所数を開設者別にみると、医療法人が開設者である事業所が2,046カ所と最も多く、総数の57.2%を占めている。

(2) 事業規模

事業所数を1月当たりの延 이용자数階級別にみると、延 이용자数が200～249人の事業所数が558カ所と最も多く、次いで150～199人の事業所が548カ所となっている。

事業所数を従事者数階級別にみると、従事者数が3人の事業所が886カ所と最も多く、次いで4人の事業所が748カ所となっている。

事業所数を1月当たりの収入合計額階級別に事業規模をみると、1月の事業収入合計が100万円以上200万円未満の事業所が1,588カ所のうち480カ所で最も多く

30.2%を占め、次いで200万円以上300万円未満の事業所が449カ所で28.3%を占めている。

(3) 収支状況

1事業所当たりの収支状況を事業所総数についてみると、事業収支差額の事業収入合計に対する割合は、12.7%であり、給与費の事業収入合計に対する割合は74.1%、減価償却費の事業収入合計に対する割合は1.9%となっている。

(4) 常勤職員給料

常勤従事者1人当たりの平均給料を事業所総数についてみると、看護婦（士）で312.6千円、准看護婦（士）で247.3千円となっている。

II 通所系サービスの状況

1 通所介護（デイサービス）

(1) 事業所数

事業所数は総数で1,169カ所である。事業所数を運営主体別にみると、社会福祉法人の運営する特別養護老人ホーム等併設の事業所（以下、特養等併設型）が644カ所と最も多く、次いで社会福祉協議会の運営する事業所が248カ所、次いで社会福祉法人の運営する単独が136カ所でとなっている。これらを合計すると1,028カ所となり、総数の87.9%を占めている。

(2) 運営形態

事業所数を類型別にみると、B型（標準型）が791カ所と最も多く、事業所総数の67.7%を占めており、痴呆性老人を対象とするE型が61カ所で5.2%を占めている。特養併設型の事業所についてみると、B型が460カ所で特養等併設型事業所総数の71.4%を占めており、E型（痴呆性老人向け毎日通所型）が45カ所で7.0%となっている。

（注）

通所介護については、平成10年度から、従来のA型～E型の利用形態別の運営方式に加え事業費補助方式が新たに導入されており、事業費補助方式で運営している事業所数には、従来のA～D型の事業所が含まれている。（A型：重介護型、C型：軽介護型、D型：小規模型）

(3) 利用状況

1月当たりの延利用者数を類型別についてみると、総数では373.1人、そのうちB型で371.4人、E型で219.0人となっている。

同様に特養等併設型の事業所について類型別にみると、総数では386.3人、そのうち、B型で379.5人、E型で225.4人となっている。

(4) 従事者数

1事業所当たり従事者数（常勤換算）について類型別にみると、特養等併設型のB型では7.6人で、そのうち生活指導員・相談員1.1人、看護職員0.8人、介護職員3.6人となっており、E型では5.7人で、そのうち生活指導員・相談員0.7人、看護職員0.7人、介護職員3.1人となっている。

同様に単独型の総数についてみると、B型では8.8人、そのうち生活指導員・相談員1.0人、看護職員1.1人、介護職員3.3人となっており、E型では6.6人で、そのうち生活指導員・相談員0.4人、看護職員0.8人、介護職員3.1人となっている。

(5) 収支状況（1施設当たり）

（現行制度下では、通所介護を行う事業所は介護保険の対象サービス以外に訪問給食サービス、訪問入浴サービス、洗濯サービス、家族介護者教室などの事業を選択して行っており、これらに要する費用を、収支上明確に区分けすることができない。そのため、収支で計上されている費用が全て介護保険の対象費用に相当するものではない。）

（特養等併設型のB型の場合）

現行の会計処理上は収支が0となるが、翌年度等へ繰り越される当期繰越金や引当金の総収入に対する割合を見ると、次のようになる。

- ・当期繰越金： 0.3%
- ・当期繰越金+引当金戻入・繰入： 0.4%

減価償却については、現行の補助金の会計処理上、建物等の減価償却にあたる費用には充当できないため、収支上算出されない。

総支出に対する給与費の割合は、71.9%となっている。

（単独型のB型の場合）

現行の会計処理上収支が0となっている。

減価償却については、現行の補助金の会計処理上、建物等の減価償却にあたる費用には充当できないため、収支上算出されない。

総支出に対する給与費割合は、71.0%となっている。

(6) 常勤職員給料

常勤従事者1人当たりの平均給料を特養等併設型の事業所についてみると、看護職員

232, 924円、介護職員217, 519円となっている。同様に単独型の事業所についてみると看護職員は226, 459円、介護職員は220, 757円となっている。

2 通所リハビリテーション（デイ・ケア）

（通所リハビリテーション（デイ・ケア）については、収支状況の調査は行っていない。）

（1）施設数

医療機関数は総数で399施設であり、そのうち通常規模が330施設、小規模が69施設となっている。また、総数でみると医療法人立の医療機関が267施設と最も多く、総数の66. 9%を占める。

老人保健施設数は総数で727施設であり、医療法人立が550施設と最も多く、総数の75. 7%を占める。

（2）事業規模

施設数を利用定員数階級別にみると、医療機関（通常規模）では、20人以上30人未満が153施設と最も多く、平均利用定員数は29. 0人となっている。同様に医療機関（小規模）では、10人以上20人未満が38施設と最も多く、平均利用定員数は17. 6人となっている。同様に老人保健施設では、20人以上30人未満が253施設と最も多く、平均利用定員数は26. 6人となっている。

（3）利用状況

1月当たりの延利用患者数をみると、医療機関（通常規模）では総数で468. 6人であり、そのうち痴呆性老人加算患者数が212. 1人となっている。同様に小規模の事業所では総数で240. 8人、そのうち痴呆性老人加算患者数102. 3人となっている。同様に老人保健施設では総数で433. 7人となっている。

（4）従事者数

1施設当たりの従事者数（常勤換算、以下同じ。）をみると、医療機関（通常規模）のデイ・ケア部門では看護職員、看護補助者を合計した従事者数は、総数で6. 5人、医療法人立の施設で6. 9人となっている。同様に医療機関（小規模）のデイ・ケア部門では看護職員、看護補助者を合計した従事者数は、総数で4. 3人、医療法人立の施設で4. 7人となっている。老人保健施設のデイ・ケア部門では看護職員、介護職員を合計した従事者数は、総数で4. 9人、医療法人立て5. 5人となっている。

（5）常勤職員給料

常勤従事者1人当たりの平均給料をみると、医療機関（通常規模）総数では看護職員

286,658円、看護補助者183,742円となっている。同様に医療機関（小規模）総数では看護職員273,414円、看護補助者166,182円となっている。同様に老人保健施設総数では看護職員285,714円、看護補助者204,710円となっている。

III 短期入所生活介護（ショートステイ）の状況

（短期入所生活介護（ショートステイ）のうち、併設型で運営されているものについては、概況（施設編）の特別養護老人ホームにおいて触れており、ここでは単独型の事業所について算出した結果について述べることとする。）

1 単独設置型短期入所生活介護（ショートステイ）

（1）事業所数

事業所数は総数で15カ所であり、開設主体別にみると社会福祉法人の運営する事業所が11カ所で、総数の73.3%を占める。

（2）利用定員数

1事業所当たりの利用定員数は26.1人である。

（3）利用状況

事業所数を1月当たりの延利用者数階級でみると、100人未満が5施設、500人以上が10施設となっており、延利用者数平均は総数で603.7人、社会福祉法人が運営する事業所で808.6人となっている。

利用率を運営主体別にみると、総数で74.5%であり、社会福祉法人が運営する事業所で77.6%となっている。

（4）従事者数

1事業所当たり総従事者数（常勤換算）を運営主体別にみると、社会福祉法人の運営する事業所が総数で16.1人であり、そのうち看護職員1.4人、介護職員10.9人となっている。

（5）収支状況（1施設当たり）

現行の会計処理上は収支が0となる。

社会福祉法人の運営する事業所では、翌年度等へ繰り越される当期繰越金や引当金の総収入に対する割合を見ると次のようになる。

- ・当期繰越金 : 2. 8%
- ・当期繰越金+引当金戻入・繰入 : 7. 3%

減価償却については、現行の補助金の会計処理上、建物等の減価償却にあたる費用には充当できないため、収支上算出されない。

総支出に対する給与費割合は、62. 4%となっている。

(6) 常勤職員給料

常勤職員の給料をみると、看護職員288, 804円、介護職員232, 619円となっている。

IV 痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）

1 痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）

（痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）は、国としての助成制度が97年度に開始されるなど、他の在宅サービスの事業に比べ新しい制度であり、今回の調査でも、47. 5%の事業所が98年度以降に新たに事業を開始した施設となっている。）

(1) 事業所数

事業所数は総数で59カ所であり、運営主体別にみると社会福祉法人の運営する事業所が38カ所と最も多く総数の64. 4%を占め、次いで医療法人の運営する事業所が17カ所となっている。

(2) 利用定員

1事業所当たりの利用定員をみると、8. 2人となっている。

(3) 利用状況

1月当たりの延利用者数は、総数で222. 2人となっている。

1事業所当たりの利用率を見ると、87. 4%である。

(4) 従事者数等

1事業所当たりの総従事者数（常勤換算）をみると、総数で5. 4人となっている。

(5) 収支状況（1施設当たり）

現行の会計処理上は収支が0となる。

給与費の総支出に対する割合を98年度以降開設の単独事業所についてみると

50.1%となっており、97年度以前開設の単独事業所では62.1%となっている。

なお、同様にその他支出の総支出に対する割合を98年度以降開設の単独事業所についてみると24.6%となっており、97年度以前開設の単独事業所では9.0%となっているが、これらの差はサービス提供開始時に必要な初年度設備等に要する費用が98年度以降開設の単独事業所のその他支出に含まれているためと思われる。（なお、その他支出には家賃、光熱水費、食事経費等も含まれている。）

(6) 常勤従事者給料

常勤従事者1人当たり給料をみると、看護職員267,450円、介護職員193,226円である。

V 特定施設入所者生活介護の状況

1 有料老人ホーム

(1) 事業所数

施設数は総数で86施設であり、類型別にみると介護専用型が12施設、介護付終身利用型が74施設である。

(2) 入所定員

1施設当たりの入所定員は総数で159.1人であり、類型別にみると介護専用型では88.5人、介護付終身利用型では170.6人となっている。

(3) 利用状況

1施設当たりの利用者数は総数で120.3人であり、介護専用型では66.8人、介護付終身利用型では129.0人となっている。

((2)の結果とあわせると、利用率は総数で75.6%であり、介護専用型では75.5%、介護付終身利用型では75.6%となっている。)

(4) 従事者数

1施設当たりの従事者数（常勤換算）をみると、総数は38.3人であり、そのうち看護職員数は3.4人、介護職員数は19.8人である。

介護専用型では総数では53.8人であり、そのうち看護職員数は5.2人、介護職員数は36.5人である。

介護付終身利用型では総数では36.3人であり、そのうち看護職員数は3.2人、介護職員数は17.7人である。

(5) 収支状況

事業収支差の事業収益合計に対する割合についてみると、総数で12.9%であり、介護専用型では-3.0%、介護付終身利用型では14.6%となっている。

入居金収益の事業収益合計に対する割合についてみると、総数で61.3%であり、介護専用型では61.9%、介護付終身利用型では61.3%となっている。

管理収益の事業収益合計に対する割合についてみると、総数で33.3%であり、介護専用型では33.7%、介護付終身利用型では33.3%となっている。

給与費の事業収益合計に対する割合は総数で27.0%であり、介護専用型では46.6%、介護付終身利用型では24.9%となっている。

(6) 常勤従事者給料

常勤従事者1人当たり給料をみると、看護職員321,387円、介護職員236,384円である。

V 各サービス種類の換算要介護度の分布について

1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護においては、利用者のうち自立の者の割合は12.5%である。また、要介護1の者の割合が25.5%と最も高い。

2 訪問入浴

訪問入浴においては、利用者のうち自立の者の割合は0.3%である。また、要介護4の者の割合が31.9%と最も高い。

3 通所介護

通所介護においては、利用者のうち自立の者の割合は22.0%である。また、要介護1の者の割合が27.2%と最も高い。

4 通所リハビリテーション（デイ・ケア）

医療機関でのデイ・ケアにおいては、利用患者のうち自立の者の割合は1.0%であり、要介護1の者の割合が42.7%と最も高い。また、老人保健施設でのデイ・ケアにおいては、利用患者のうち自立の者の割合は0.6%であり、要介護1の者の割合が33.0%と最も高い。

5 痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）

グループホームにおいては、利用者のうち自立の者の割合は0.4%、要支援の者の割合は12.3%である。また、要介護1の者の割合が35.0%と最も高い。

6 有料老人ホーム

有料老人ホームにおいては、総数では利用者のうち自立の者の割合は56.9%であり最も割合が高く、要支援・要介護状態にある者の中では要介護1が11.8%と最も高い。また、介護専用型では自立の者の割合は5.0%であり、要介護3の者の割合が22.8%と最も高い。また、介護付終身利用型では自立の者の割合は62.1%であり最も高く、要支援・要介護状態にある者の中では要介護1が11.2%と最も高い。